よりの事にて、續日本紀に大寶二年十月の詔に、上自曾祖下至玄孫。奕世孝順者擧戸給復。表旌門閭以爲義家焉。と見に、和同元年正月改元の詔にも、孝子順孫義夫節婦。表其門閭。優復三年。とありて、是より後は慶賀の恒例と成りたり。されば文武天皇の御世より初りけん。賦役令に、凡孝子順孫義夫節婦。志行聞於國郡者。申太政官。奏聞表其門閭。同籍悉免課役。有精誠通感者。別加優賞。と見に、戸令に、凡國守云々。部內有好學篤道孝悌忠信清白異行發聞於鄉閭者。擧而進之。とも載せられたり。令義解に謂ふ。假如於其門及里門。築堆立牓。題云孝子門若里也。と見に、集解に、古記云。門閭謂家並當里路門也。表謂立柱注孝狀也。奏報後表也。とありて、上代はかゝる御定なりしと聞ゆ。世俗問答に、むかしは一町のうちを五反づゝにわりて、門を立てしかば、八の門ありし也。その中に賤が家をつくるとあり。是にて我が國いにしへは閭門ありしこと知るべしと、昆陽漫錄にいへり。又義夫は彼の久七が如き人をいへり。今世人かゝる人をば忠臣といふは非なり。故に鳩巢が赤穗の義士が傳を書くに義人錄と號す。彼の四十七士を世に忠臣といふは非也。

○津田源右衞門下邸跡

延寶の金澤圖に左の如く記載せり。按ずるに、津田系圖を考ふるに、元祖津田遠江守重久の三男源右衞門、利常卿被召出、新知を賜はり、加恩共三千石を領し、人持組と成り、萬治元年歿す。二代源右衞門家を繼ぎ、遺知三千石を賜はり、延寶八年に致仕し、入源と稱し、元祿元年歿す。其の子宗七郎重知延寶八年家を繼ぎ、三千石を賜はり、寶永二年歿す。其の子與三郎時重は、後に帶刀重恒と云ひ、家を繼ぎ、遺知三千石を賜はり、享保十六年歿す。其の子與三郎重富、後に源右衞門庸貞と云ひ、家を繼ぎ、遺知の內二千五百石を賜はる。とあり。されば此の時下邸の地を指除かれ、更に下邸の地內をば居邸に賜はり、爰に居宅を建築して、代々居住せしといへり。

○鱗　町

元祿三年の火災記に、鱗町と見に、同六年の士帳に、新立町末うろこ町とあり。三箇屋版六用集に、妙玄寺犀川うろこ町と載せたり。但し元祿九年の地子肝煎裁許附には、犀川荒町・いろこ町とあり。此の時代はいろこ町とも呼びたりけん。此の町名の起原詳かならず。此の町は犀川荒町の上にて、倉月用水の川緣より、百姓町への往來なる片原町の町家を呼びたりしかど、明治四年四月町名改革の時より、荒町をも合併して鱗町と稱したり。

○鱗　橋

金澤橋梁記に、うろこ橋うろこ町とあり。此の橋は玄蕃川と倉月用水との落合に架けたる往來橋也。右兩水皆犀川の分水なりしかど、玄蕃川は近き所よりの分水なるゆゑ、每も清潔にて水澄みたり。倉月用水は、遙か川上にての分水なるゆゑ甚だ濁れり。然るに此の橋下にて、清濁の二水落合ひけるに、清濁常に振分れ見ゆるが故に、俗に澄濁橋と雅名す。按ずるに、石川郡木滑村尾添村との間なる川橋をば、往古より濁澄橋と呼べり。此の橋名と等しといふべし。

○百　姓　町

舊傳に云ふ。昔は上石浦村の村落此の町地にありて、邑民の家居のみなりしを、金澤市中追々廣まりけるに隨ひ、邑民共も商人と成り、村落は轉じて町家建と成りけるによ